ペットのウルグアイへの入国について

ウルグアイへのペットの入国は法律により、各種書類及び証明書の提出が義務付けられています。

必要書類及び証明書は以下の通りです。

【犬及び猫】

- a. 所有者氏名。
- b. ペットの詳細が記載された証明書(名前、品種、性別、年齢、特徴)。
- c. 獣医によるワクチン接種記録、及び各種伝染病にかかっていない、またはかかっている疑いがないことについての臨床検査証明書。

この証明書は、到着前 10 日間に発行されたもののみ受領され、動物の入国が認められる。

法第16266章 473番(1991年10月)にあるように、以上の書類への領事介入は不要とされる。

- d. 生後3ヶ月以上の犬・猫への狂犬病予防接種。 動物のウルグアイへの入国の30日前までに接種され、かつ前回のワクチン接種日から1年間有効とされる。
- f. ペットのカラー写真 2 枚。

1枚は予防接種証明書に貼付。もう1枚は到着時の関税当局に提出すること。

動物の滞在が30日未満の場合は、同じ証明書及び提出書類は出国の際に有効です。 国内滞在が30日を超える場合は、出国の10日前までに、農牧水産省への届け出が必要となります。

【農牧水産省】住所:モンテビデオ、サンフルトゥオリ897 TEL:011 598 2 203-48-22

【鳥】

オウムや外来種の鳥の場合は、関係者はワシントン条約の承諾書が必要です。

ワシントン条約のウェブサイトを御参照ください。(www.cites.org)

承諾書取得後、関係者は以下の書類を獣疫事務局宛に送付することが義務づけられています。

- a. 鳥の入国申請書
- b. ワシントン条約承諾のウルグアイへの動物の搬入許可証(承認番号含む)。
- c. 鳥の所有期間
- d. 鳥の入手日時
- e. ウルグアイへの出入国の便の詳細
- f. ウルグアイ国内の滞在先住所

以上の送付書類は FAX、またはメールでの受付が可能です。

【獣疫事務所】FAX:011 598 2 915-64-56

Mail: disana@mgap.gub.uy / digesega@mgap.gub.uy

【その他の動物】

その他の動物に関しては、特定の書類の提出が求められることがあります。詳しくは農牧 水産省獣疫事務局へお問い合わせください。

【獣疫事務局】TEL:011 598 2 412-63-44

FAX: 0 1 1 5 9 8 2 4 1 2 - 6 3 - 0 6

Mail: disana@mgap.gub.uy/digesega@mgap.gub.uy